

佐賀県告示第 237 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 2 年 9 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

武雄市

2 都市計画事業の種類及び名称

武雄都市計画下水道事業 武雄市公共下水道

3 事業施行期間

平成 16 年 6 月 14 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 16 年佐賀県告示第 436 号、平成 22 年佐賀県告示第 320 号、平成 27 年佐賀県告示第 283 号及び平成 28 年佐賀県告示第 260 号の事業地に、武雄市武雄町大字富岡字六田を加える。